

改 正 後	現 行
<p>第1・第2 【略】</p> <p>第3 交付金の交付対象</p> <p>1 交付対象事業 本交付金は、第1の趣旨を踏まえ、活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施される別表に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下「交付対象事業」という。）に必要な経費に充当するものとする。</p> <p><u>【削る】</u></p> <p>2・3 【略】</p> <p>第4 活性化計画の添付書類等</p> <p>1 活性化計画の添付書類の作成 (1)～(4) 【略】</p> <p><u>【削る】</u></p> <p>2・3 【略】</p> <p>第5 交付対象事業の実施</p> <p>1 毎年度の実施手続 計画主体は、交付対象事業の実施期間の間、毎年度、農村振興局長が別に定める年度別事業実施計画を作成し、これを農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p><u>【削る】</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第6・第7 【略】</p> <p>第8 事後評価等</p> <p>1 事後評価 交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。 (1)・(2) 【略】</p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>(3) 【略】</u></p> <p>2 <u>事後評価後の措置</u></p>	<p>第1・第2 【略】</p> <p>第3 交付金の交付対象</p> <p>1 交付対象事業 <u>(1) 本交付金は、第1の趣旨を踏まえ、活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施される別表に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下「交付対象事業」という。）に必要な経費に充当するものとする。</u> <u>(2) (1)の交付対象事業のうち、沖縄県又は沖縄県内の市町村が単独で又は共同して作成する活性化計画に基づく事業等については、別表の事業名の欄に掲げる遊休農地解消支援に係るもの及び当該事業と一体となって実施する別表の事業名の欄に掲げる創意工夫発揮事業に限るものとする。ただし、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2・3 【略】</p> <p>第4 活性化計画の添付書類等</p> <p>1 活性化計画の添付書類の作成 (1)～(4) 【略】</p> <p><u>(5) 法第6条第1項及び(4)の規定により農林水産大臣に提出する活性化計画及び添付書類は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあつては内閣府沖縄総合事務局長を経由して提出するものとする。</u></p> <p>2・3 【略】</p> <p>第5 交付対象事業の実施</p> <p>1 毎年度の実施手続 <u>(1) 計画主体は、交付対象事業の実施期間の間、毎年度、農村振興局長が別に定める年度別事業実施計画を作成し、これを農林水産大臣に提出するものとする。</u> <u>(2) (1)の規定により農林水産大臣に提出する年度別事業実施計画は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあつては内閣府沖縄総合事務局長を経由して提出するものとする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第6・第7 【略】</p> <p>第8 事後評価等</p> <p>1 事後評価 交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。 (1)・(2) 【略】</p> <p><u>(3) (2)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあつては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。</u></p> <p><u>(4) 【略】</u></p> <p>2 <u>改善計画</u></p>

(1)・(2) 【略】

【削る】

(3) 【略】

(4) (1) の規定による改善計画の作成を要しない場合であっても、交付対象事業別概要に定められた目標に達していない場合、計画主体は、目標達成に向けた自主的な取組を行うものとする。

この場合には、国は、目標達成に向けた取組状況について定期的に調査を行うものとする。

第9・第10 【略】

第11 他の施策との連携

本交付金の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に配慮するものとする。

1～8 【略】

9 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に基づく施策

第12 【略】

(実施要綱)別表

事業名	事業実施主体	要件	交付額算定交付率
(1) 生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）			
基盤整備	【略】	【略】	定額、1/2又は3/10
生産機械施設			上記にかかわらず、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。）は6/10、次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域（以下この別表において、「六法指定地域等」という。）は5.5/10、4.5/10、4/10又は1/3とする。 (1)～(7) 【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設			
新規就業者等技術習得管理施設			
(2) 生活環境設の整備（法第5条第2項第2号ロ）			
簡易給排水施設	【略】	【略】	1/2
防災安全施設			上記にかかわらず、奄美群島は6/10、六法指定地域等は5.5/10

(1)・(2) 【略】

(3) (2) の規定により、農林水産大臣に提出する改善計画は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して提出するものとする。

(4) 【略】

【新設】

第9・第10 【略】

第11 他の施策との連携

本交付金の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に配慮するものとする。

1～8 【略】

【新設】

第12 【略】

(実施要綱)別表

事業名	事業実施主体	要件	交付額算定交付率
(1) 生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）			
基盤整備	【略】	【略】	定額、1/2又は3/10 <u>(沖縄県は2/3)</u>
生産機械施設			上記にかかわらず、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。）は6/10、次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域（以下この別表において、「六法指定地域等」という。）は5.5/10 <u>(沖縄県は8/10又は2/3)</u> 、4.5/10 <u>(沖縄県は2/3)</u> 、4/10 <u>(沖縄県は2/3)</u> 又は1/3 <u>(沖縄県は2/3又は1/3)</u> とする。 (1)～(7) 【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設			
新規就業者技術習得管理施設			
(2) 生活環境設の整備（法第5条第2項第2号ロ）			
簡易給排水施設	【略】	【略】	1/2 <u>(沖縄県は2/3)</u>
防災安全施設			上記にかかわらず、奄美群島は6/10、六法指定地域等は5.5/10

農山漁村定住促進施設			とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農山漁村定住促進施設が別に定めるものとする。
<b>(3) 地域間交流拠点の整備 (法第5条第2項第2号ハ)</b>			
地域資源活用総合交流促進施設	【略】	【略】	1/2又は3/10 上記にかかわらず、六法指定地域等は5.5/10とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農山漁村定住促進施設が別に定めるものとする。
農林漁業・農山漁村体験施設			
自然環境等活用交流学習施設			
<b>(4) その他省令で定める事業 (法第5条第2項第2号ニ)</b>			
遊休農地解消支援	【略】	【略】	定額又は1/2  上記にかかわらず、奄美群島は6/10又は5.2/10、六法指定地域等は5.5/10とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農山漁村定住促進施設が別に定めるものとする。
地域資源活用起業支援施設			
地域資源循環活用施設			
地域住民活動支援促進施設			
土地利用調整			
農地等補完保全整備			
景観・生態系保全整備			
新用途米穀生産製造連携支援			
<b>(5) (1) から (4) の事業と一体となって実施する事業事務 (法第5条第2項第3号)</b>			
創意工夫発揮事業	【略】	【略】	一体となって実施する(1)から(4)の事業の交付率と同率とする。 ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業は、1/2とする。
農山漁村活性化施設整備附帯事業			

農山漁村定住促進施設			( <u>沖縄県は8/10又は2/3</u> )とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農山漁村定住促進施設が別に定めるものとする。
<b>(3) 地域間交流拠点の整備 (法第5条第2項第2号ハ)</b>			
地域資源活用総合交流促進施設	【略】	【略】	1/2又は3/10 ( <u>沖縄県は2/3又は1/2</u> ) 上記にかかわらず、六法指定地域等は5.5/10 ( <u>沖縄県は2/3</u> )とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農山漁村定住促進施設が別に定めるものとする。
農林漁業体験施設			
自然環境等活用交流学習施設			
<b>(4) その他省令で定める事業 (法第5条第2項第2号ニ)</b>			
遊休農地解消支援	【略】	【略】	定額又は1/2 (沖縄県は8/10又は2/3) 上記にかかわらず、奄美群島は6/10又は5.2/10、六法指定地域等は5.5/10、 <u>4.5/10 (沖縄県は8/10又は2/3)</u> とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農山漁村定住促進施設が別に定めるものとする。
地域資源活用起業支援施設			
地域資源循環活用施設			
地域住民活動支援促進施設			
土地利用調整			
農地等補完保全整備			
景観・生態系保全整備			
新規需要米生産製造連携支援			
<b>(5) (1) から (4) の事業と一体となって実施する事業事務 (法第5条第2項第3号)</b>			
創意工夫発揮事業	【略】	【略】	一体となって実施する(1)から(4)の事業の交付率と同率とする。 ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業は、1/2 ( <u>沖縄県は2/3</u> )とする。
農山漁村活性化施設整備附帯事業			

附 則

- この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。